## 横手市議会 平成24年第8回 12月定例会提出案件

区分	議案等の名称	概要説明				
同意第2号	公平委員会委員の選任について					
報告第37号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関 する専決処分)	公用車による物損事故の損害賠償				
報告第38号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関 する専決処分)	公用車による人身事故の損害賠償				
承認第11号	専決処分の承認を求めることに ついて(平成24年度横手市一般 会計補正予算(第7号))	12月16日執行の衆議院議員総選挙並びに最高裁判所裁 判官国民審査費の補正について緊急対応の必要によ り、11月19日に専決処分したことの報告及び承認を求 めるもの				
議案第122号	横手市指定地域密着型サービス の事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例	地域主権改革一括法(第一次)の施行に伴う、指定地 域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す る基準を定める条例の制定				
	(H25. 4. 1施行)	内容 厚生労働省令に定める基準により制定				
議案第123号	横手市指定地域密着型介護予防 サービスの事業の人員、設備及 び運営並びに指定地域密着型介 護予防サービスに係る介護予防 のための効果的な支援の方法に	地域主権改革一括法(第一次)の施行に伴う、指定地 域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運 営、介護予防の支援方法に関する基準を定める条例の 制定				
	関する基準を定める条例 (H25.4.1施行)	内容 厚生労働省令に定める基準により制定				
議案第124号		地域主権改革一括法(第一次)の施行に伴い、これまで国が定めていた準用河川の管理施設等の構造の技術的基準について、市が必要な事項を定めるための条例の制定				
		国の基準準拠を基本とし、横手市では想定し 内容 得ないダム、高規格堤防、排水機場、取水塔 等については条例化の対象から除外				

議案第125号	横手市道路の構造の技術的基準等を定める条例 (H25.4.1施行)	地域主権改革一括法(第一次及び第二次)の施行に伴い、市道の構造の技術的基準等を定めるための条例の 制定					
			・市道の構造の技術的基準 ・市道に設ける道路標識の寸法 ・移動等円滑化のために必要な市道の構造に 関する基準				
		考え方	道路の連続性という特性を考慮し、原則と して国の参酌基準どおりとする。また、具体 的な基準は規則で規定する。ただし、路面電 車関連など本市に該当しない項目については 規定しない。				
			案内標識のローマ字表示の文字の大きさについて、国の基準では通常の文字の1/2と規定されているが、視認性の確保・向上に向け、文字を拡大できる旨を規則で規定する。				
議案第126号	横手市営住宅及び共同施設整備 基準条例 (H25. 4. 1施行)	・ 地域主権改革一括法(第一次)の施行に伴い、市営住宅 及び共同施設を整備する際の基準を定めるための条例 の制定					
			公営住宅等整備基準 (平成10年建設省令第8号)				
		構成	第18条までの条例とし、細かな基準について は規則に委任する。				
		内容	市営住宅及び共同施設を整備するために必要 な敷地の基準や住宅の基準などを定める。				
		外広告物 持につい 制定	情物法及び横手市景観計画の規定に基づき、屋間の表示及び掲出物件の設置並びにこれらの維いて、必要な規制又は誘導を行うための条例の対照表1】				
		禁止地域	都市計画法の規定により定められた第1種・ 第2種低層住居専用地域、風致地区、伝統的 建造物群保存地区、景観重点地区など				
議案第127号	横手市屋外広告物条例 (H25. 4. 1施行)	禁止物件	橋りょう、トンネル、石垣、擁壁、街路樹、 信号機、道路標識、カーブミラー、ガード レール、消火栓、郵便ポストなど				
		許可地 域にお ける市 長許可	自家広告物等の適用除外物件を除き、広告物 を表示し、又は掲出物件を設置しようとする 者は、市長の許可を受けなければならない。				

ı	1	r	·
		協定地	相当規模の一団の土地所有者等は、当該区域 の広告物等に関する協定を締結し、市長の認 定を受けることができる。
		違反に 対する 措置	
		事監督者	を 登改革一括法(第二次)の施行に伴い、布設工 首の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理 登基準等必要な事項を定めるための条例の制定
議案第128号	横手市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(H25.4.1施行)		これまで法(政省令)で規定されていた次の3項目について新たに条例で定める。 ①布設工事監督者配置対象工事 ②布設工事監督者の資格基準 ③水道技術管理者の資格基準
		内容	原則、現在の政省令と同様の基準等を規定す るが、下記(※)を市独自に追加
		(※)	土木施工管理技士の資格を有する者であって 3年(1級)又は5年(2級)以上水道に関する 技術上の実務に従事した者
			財産区について、現行の議会制を廃止し、管 ○移行するために必要な事項を定めるための条
		目的	金沢中野財産区の所有する財産又は公の施設 の管理及び処分等について、横手市金沢中野 財産区管理会を設置し、その組織、運営につ いて必要な事項を規定する。
	横手市金沢中野財産区管理会条例 (H25.2.1施行)	主な	定数6名 任期4年 報酬:会長25, 000円 委員20, 000円
			横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及 び費用弁償に関する条例の一部改正
			横手市特別会計条例の一部改正
			横手市財産区等財政調整基金条例の一部改正

		その他	現市弁特整会の中提行金償別基の金野出の沢等会金回沢財し、	野関条例を野区財す例、定財議の機め産会	区 養 横手市 条 議 の 市金 議 の に 会 、 市金 議 の に 条 の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	の黄金尺に高を尺に高を下れている。	報沢財産は、る酬中産区、横条の野区議11手例	び財財会月市を 費産政定22金議 用区調例日沢案
議案第130号	横手市老人憩の家設置条例の一 部を改正する条例	雄物川地域にある老人憩の家(鶴楽苑)を廃止す。 めの条例の一部改正 					するた	
	(H25. 4. 1施行)	内容	第3条の 楽苑)」			<b></b>	町憩の	家(鶴
議案第131号	横手市廃棄物の処理及び清掃に 関する条例の一部を改正する条 例	置する一	電改革一括 −般廃棄物 −定めるた	処理施	設に置く	く技術管		
	(H25. 4. 1施行)	内容	技術管理 格につい する。					
議案第132号	横手市環境保全条例の一部を改 正する条例		」と川のあ 景観条例の :					止及び
	(H25. 4. 1施行)	内容	第14条 づくり条	中「横例」を	手市山と	ヒ川のあ 市景観条	る景観 例に改	のまち める。
議案第133号	横手市介護保険条例の一部を改 正する条例	介護保険法の一部改正等による条例の一部改正 						
ample of the second	(公布日施行)	内容	条項、字 の施設の					ービス
議案第134号	横手市商店街振興駐車場設置条 例の一部を改正する条例	十文字地域にある横手市商店街振興駐車場(十文 車場)を廃止するための条例の一部改正					·文字駐	
	(H25. 4. 1施行)	内容 第2条の表から「十文字駐車場」の項を る。				を削		
議案第135号	横手市集落排水施設条例及び横	横手市金沢地区に集落排水施設を新たに設置することに伴う条例の一部改正。 ・施設の名称等及び金沢分担区、分担金の額を追加するため						
	手市集落排水事業受益者分担に 関する条例の一部を改正する条例	施設の名称		金沢浄化センター				
	(H25. 4. 1施行)	分担区の名称		金沢分	}担区			
		分担金の額		162, 000円				

議案第136号	横手市営住宅管理条例の一部を	地域主権改革一括法(第一次)の施行に伴い、市営住宅 の収入基準を定めるための条例の一部改正				
			本来階層世帯の収入基準額⇒158,000円(現 行どおり) 裁量階層世帯の収入基準額⇒259,000円(県 に準拠) 裁量階層世帯の対象範囲⇒現行どおり			
		市営住宅の雪下ろしに係る費用等を徴収するための条 例の一部改正				
		内容	「雪下ろしに要する費用」及び「市長の指定 する費用」を追加する。			
		家賃を洞	越額する場合についての文言の整理を行なう			
		内容	別表第1 (第15条関係) を (1) (2) の条 件に分け、表示する。			
議案第137号	横手市特定公共賃貸住宅管理条 例の一部を改正する条例 (H25.4.1施行)	市営住宅の雪下ろしに係る費用を徴収するための条例の一部改正				
		内容	「雪下ろしに要する費用」を追加する。			
議案第138号	横手市単独住宅条例の一部を改 正する条例 (公布日施行)	災害等の の条例の	)緊急時における市単独住宅の活用を図るため )一部改正			
		内容	「特に市長が認めた場合」を追加することに より、災害等緊急時の活用を図る。			
議案第139号			電改革一括法(第二次)の施行に伴い、公共下 構造の技術的基準等を定めるための条例の一部			
		目的	これまで法(政省令)で規定されていた構造の 基準等を条例で定める。			
		内容	原則、現在の政省令と同様の基準等を規定す る。			

			供エナリ	・女字町にサロ%Aっこ。「ニュットン
議案第140号		施設名	傾手巾十 ター	·文字町仁井田総合コミュニティセン 
		施設 住所	横手市十	·文字町仁井田字朴木306番地
		指定管理 者	仁井田自	治会 
		指定期間	7年	H25. 4. 1∼H32. 3. 31
議案第141号	公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について	施設名	きいきの	別養護老人ホームシルバードームい 郷 田町居宅介護支援事業所
		指定期間		H20. 7. 1~H25. 3. 31 H20. 7. 1~H26. 3. 31
議案第142号	公の施設の指定管理者の指定の 期間の変更について	施設名	特別養護	老人ホーム雄水苑
13.2 N 213 1 1 2 3		指定期間		H20. 7. 1~H25. 3. 31 H20. 7. 1~H26. 3. 31
議案第143号	公の施設の指定管理者の指定の 期間の変更について	施設名	特別養護	老人ホーム憩寿園
112,212,111		指定期間		H20. 7. 1~H25. 3. 31 H20. 7. 1~H26. 3. 31
議案第144号	公の施設の指定管理者の指定の 期間の変更について	施設名	特別養護	老人ホーム鶴寿苑
		指定期間	変更前 変更後	H20. 7. 1~H25. 3. 31 H20. 7. 1~H26. 3. 31
議案第145号	横手市土地開発公社の解散につ いて	横手市土	地開発公	社を解散しようとするもの
	平成24年度横手市市営温泉施設 特別会計への繰入額の変更につ いて			会計への繰入額を「176,051千円以 55千円以内」に変更する。